

社会連携活動ポリシー

(平成 25 年 4 月 1 日施行)

(注) 以下における「本法人」は、学校法人女子美術大学のことをいう。

1. 本ポリシー制定の目的

本ポリシーは、本法人が社会連携活動を行う場合の基本方針を定めることを目的とする。

2. 社会連携活動の定義

本ポリシーにおいて社会連携活動とは、本法人が社会の一員として地域や産業界、高等教育機関、研究機関、地方公共団体などと連携して行う地域連携活動や産学官連携活動等を含むすべての活動をいう。

3. 社会連携活動に取り組むための基本方針

本法人は、以下の基本方針に基づいて社会連携活動に積極的に取り組むものとする。

- (1) 学生に対し、授業で学んだ美術・デザイン分野の専門知識と技術を実践的に活用する学習機会を提供することにより産業の発展と文化の向上に幅広く貢献できる人材を育成すること
- (2) 本法人の教育・研究活動の成果を積極的に社会に還元することにより産業の発展と文化の向上に貢献すること

4. 教育・研究活動の活性化

本法人は、社会連携活動に積極的に取り組むため、産業界などが本法人に期待する教育や研究活動を活性化するものとする。

5. 社会連携活動に積極的に取り組むための規程の整備

本法人は、社会連携活動に積極的に取り組むために、社会連携活動を公正かつ円滑に推進するための規程を整備するものとする。

6. 持続性を確保するための対応

社会連携活動を持続的に行なっていくことを可能にするため、個別具体的に社会連携活動の実施の可否を検討する場合は、その目的や内容、方法、収支バランスだけでなく本ポリシー3. に定める社会連携活動に取り組むための基本方針との整合性などについても総合的に考慮するものとする。

7. 透明性の確保

本法人のすべての教職員等は、本法人の内外を問わず、社会連携活動に関連して金銭の授受等が行われる場合は、当該活動の透明性を維持するため、関係法規や本法人の定める諸規則に従ってこれを適正に処理するものとする。

8. 社会連携活動の実施状況や成果に関する情報の公表・開示

本法人における教育・研究の成果並びに社会連携活動の実施状況や成果は、本法人が契約上の守秘義務を負うなどの特段の事由がある場合を除き、可能な限り公表・開示するものとする。

付 則

本ポリシーは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。